

PRESS RELEASE

65歳以降の新たな働き方の新制度導入 コマニーが65歳定年制を廃止

～コマニーで培った知見や経験を活かして、一人ひとりにあった働き方を～

パーティションで快適空間・機能空間を創造するメーカーのコマニー株式会社（本社：石川県小松市、代表取締役社長執行役員：塚本健太、以下コマニー）は、2021年4月1日より、65歳を上限としていた定年制を廃止いたします。

少子高齢化による生産年齢人口の減少を背景に、厚生年金の受給開始年齢の段階的な引き上げや、高齢者が70歳まで働ける機会を確保することを企業の努力義務とする高齢者雇用安定法改正案の方針発表など高齢者を取りまく社会環境は大きく変化しています。

私たちは経営の理念にある「全従業員の物心両面の幸福」を実現するために、従業員一人ひとりの身体的・精神的・社会的なウェルビーイング（幸福・健康）が実現することを目指しています。

人生100年時代といわれるなか、年齢にとらわれずに可能な限り仕事で長く活躍できる環境を築くことが、従業員にとってより実りあるライフプランを描けることにつながると考え、定年制度を廃止し、65歳以降の新たな働き方の制度として「シニア社員等雇用制度」を導入いたします。

コマニーでは、これまで培った知見や経験を活かして働いて頂くこと、また後進の育成など、一人ひとりに合った65歳以降の新たな働き方の実現に向けて、健康で意欲のある高齢者が元気に活躍し続けることができる職場、環境づくりを推進するとともに、全従業員がその能力を最大限に発揮し、いきいきと誇りをもって働き続けることができる企業を目指してまいります。

■65歳以降の従業員を対象とした「シニア社員等雇用制度」

コマニーでは、会社の求める役割を果たせる限り年齢にかかわらず、能力を最大限に活かし適材適所で役割を担えるよう「シニア社員等雇用制度」を導入します。今後は、個々のライフプランや健康状態、生活環境にあわせた勤務時間等を考慮し、フレキシブルな働き方ができる体制を整えていきます。

【シニア社員等雇用制度】

- 1) 「シニア社員」としての継続雇用制度
 - ・本人が希望して、会社が必要と認めた場合、雇用延長とします。
参考にする条件 (1) 健康状態 (2) 本人の技能・能力 (3) 本人の評価
 - ・通常の嘱託社員（定年再雇用）の賃金をベースに「契約社員」として雇用します。
- 2) その他の形態について（業務委託契約制度）
 - ・職制や、必要とされる資格・スキルが求められる場合、業務委託契約とする事もあります。これにより、設計など個人スキルをもって、自由な働き方をベースに、コマニーの業務をすることができます。

【メディアからの本件のお問合せ】

コマニー株式会社 サステナビリティ経営推進部
TEL：0761-21-1201 FAX：0761-24-1901
担当：中川 E-mail：k-nakagawa@po.comany.co.jp



<https://www.comany.co.jp>



facebook.com/comany.co.jp